

令和6年度 公益財団法人呉市体育振興財団嘱託職員募集案内

1 趣旨など

公益財団法人呉市体育振興財団は、呉市の指定管理者として、スポーツ施設(17施設)の運営管理を受託しています。

このたび、施設運営業務(利用者対応, 事務全般及び財団事業の運営等)の職務体制を整える目的で、業務に従事する嘱託職員の採用選考を行います。

2 採用職種, 採用予定者数及び職務概要

職種	採用 予定者数	職務概要
嘱託 職員	1名	呉市体育振興財団が、呉市から指定管理を受けているスポーツ施設(17施設)における、スポーツ振興事業の企画・実施, 施設運営業務(利用者対応, 事務全般等)に関する業務に従事

3 勤務場所

当財団が指定管理者として管理運営する次のスポーツ施設(6施設)

呉市スポーツ会館、呉市体育館、呉市総合体育館、呉市営温水プール、呉市川尻温水プール、呉市総合スポーツセンター

4 応募資格

次の要件を全て満たしている人

- (1)原則として学校教育法による高等学校を卒業した人で当財団の職員として業務を遂行する熱意を有する人
- (2)令和6年4月1日現在、満63歳未満の人
- (3)普通自動車運転免許(AT限定可)を有し日常的に運転することができ、自家用車等で市内各所の事業所へ通勤することができる人
- (4)文書作成(ワード)及び表計算(エクセル)等のパソコンの基本操作ができる人
- (5)次の①~③のいずれかに該当する人は応募できません
 - ①成年被後見人又は被保佐人
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 選考方法, 日程及び合否通知等

選考	選考方法	内容等
第1次選考	書類審査	提出された書類に基づき選考を行い、通過者に通知します。
第2次選考	面接試験	日時: 第1次選考結果通知後、10日以内の当財団が指定する日 会場: 呉市スポーツ会館 談話室(予定)

6 応募手続き等

(1) 提出書類

- ①履歴書 必要事項を記入のうえ、3ヶ月以内に撮影した写真(脱帽、上半身、タテ4cm、ヨコ3cm)を貼付してください
- ②職経歴書 今までの職務経歴を記載したもの(パソコンで作成可)
- ③作文 テーマ「体育振興財団で、自身のスキル・経験・特性等をどのようにいかし、役立とうと考えているか。」※タイトル・氏名を含まず800字(原稿用紙2枚)程度で作成してください。(パソコンで作成可)

(2) 受付期間

令和6年8月1日(木) から令和6年8月18日(日) 必着

※期間中の土曜日・日曜日・祝日も受け付け可能です。

(3) 提出先及び問い合わせ先

呉市スポーツ会館(持参の場合の受付時間:8時30分~17時)
〒737-0818 呉市二河町1番8号
公益財団法人 呉市体育振興財団 採用担当

7 勤務条件等

- (1) 雇用期間 令和6年9月1日~令和7年3月31日(年度ごとの更新あり)
※採用後3ヶ月の試用期間があります。
※就業開始日は相談に応じます。

(2) 給与、勤務形態等

公益財団法人呉市体育振興財団嘱託職員の就業及び給与に関する規則による

- 給与 月額179,900円(原則毎月18日支給)
このほか、通勤手当、賞与等を規定により支給
- 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、労働保険に加入
- 勤務時間 原則として1週間あたり38時間45分(シフト制)
※シフトにより、土曜・日曜・祝日が勤務となる場合あり
- 休日 基本的に4週間ごとの期間につき8日、年末年始、祝日
(その他、年次有給休暇及び就業規則による特別休暇あり)

- (3) 令和7年度以降、呉市の指定管理者の指定を受けられなかった場合、継続雇用できないことがあります。(現在の指定管理者期間:令和2年4月1日~令和7年3月31日)

- (4) 合格後、応募に関する提出書類の記載事項に事実との相違が認められた場合や、合格者本人に著しく不都合な事項が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。また、面接試験において、適格者なしと認められた場合は「該当者なし」とすることがあります。

8 その他

- (1) 提出された書類は原則として返却しません。また、この採用応募に際して取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する手続き以外には使用しません。

お問合せ先

公益財団法人 呉市体育振興財団 事務局
呉市二河町1-8 呉市スポーツ会館内
TEL 0823-22-1264